海岸保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

・「海岸の保全に関する事項」は、基本計画における海岸保全の方向・施策を示していますが、「海岸保全施設の整備に関する事項」は平成13年現在における既存の計画を示しています。
・ 今後、地域の状況変化や社会的・経済的状況等の変化、および技術的な検討の動向に応じて、既存計画の見直しや新たな保全施設等を計画する場合があります。

石狩湾沿岸
東積丹ゾーン　　（積丹町積丹岬～小樽市高島岬）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法
		大項目	小項目 番号	小項目 事項	現状の問題点・課題	海岸保全の方向・施策【該当する箇所・地域】	区域 市町村名	区域 地区番号	区域 地区名	区域 計画区域	区域 所管省庁区分	区域 区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	規模(現況) 延長等	規模(現況) 天端高(T.P.m)	規模(計画) 延長等	規模(計画) 天端高(T.P.m) 下段()内は設計津波水位	受益の地域及びその状況 地域	受益の地域及びその状況 状況	
東積丹ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	● 波浪による海岸侵食や越波などの災害に対処すべく海岸保全施設の更なる整備や改良を図る必要がある。 ●既存の海岸保全施設の老朽化等が懸念されるものに対し、安全を確保すべく適切な対策を行う必要がある。 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●既存防護施設の維持・補修や天端の嵩上げ及び沖合い施設の整備検討を行う。【海岸保全区域】 ●護岸の設置・嵩上げを行う。 ●既設護岸の老朽化対策として腹付(補強)改良を行う。 ●既設護岸の老朽化対策として腹付(補強)改良を行う。	積丹町	1	入舗	入舗町	水管理・国土保全局		護岸	－	200	+3.2～+9.9	200	+3.2～+9.9 (+2.4)	積丹町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
											水産庁		護岸	－	196	+4.6	196	+4.6 (+2.4)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								2	幌武意	幌武意町	水管理・国土保全局	①－1	護岸	○	74	+3.6～+5.1	74	+4.6～+6.1 (+2.4)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	190	+3.6～+5.1	190	+3.6～+5.1 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												①－2－1	護岸	○	100	+4.4m	100	+4.4 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									幌武意漁港	幌武意地先	水産庁	①－2	護岸	○	20	+3.6～+5.1	20	+4.6～+5.4 (+2.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	67	+3.4～+4.9	67	+3.4～+4.9 (+2.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	21	－	21	－		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								4	茶津漁港	茶津地先	水産庁	①－10	護岸	◎	－	－	460	+2.4 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	3基 278.7	+2.6	3基 278.7	+2.6			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	◎	－	－	1基 50	+2.6			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								6	美国漁港	小泊地先	水産庁	①－3	突堤	◎	－	－	515	+5.4		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													潜堤	◎	－	－	515	−1.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	◎	－	－	145	+5.4 (+1.6)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	370	+3.9	370	+4.9～+5.4 (+1.6)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	279	+2.5	279	+2.5			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													養浜	◎	－	－	515	+1.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								6	小泊	美国町小泊	水管理・国土保全局	①－4	護岸	○	192	+7.0	192	+5.4～+8.0 (+1.6)		公園緑地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	600	+7.0	600	+7.0 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基40	+2.0	1基40	+2.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
								7	厚苦	美国町厚苦	水管理・国土保全局		護岸	－	250	+7.0	250	+7.0 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	1/3～2/3						古平町	8	群来	群来町	水管理・国土保全局		護岸	－	1基50	+2.0	1基50	+2.0 (+1.6)	古平町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								10	古平漁港	入船地先	水産庁	①－11	護岸	○	720	+4.5	720	+4.5 (+1.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
	2/3							11	古平漁港	港地先	水産庁		護岸	－	687	+2.9～+4.4	687	+2.9～+4.4 (+1.4)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								12	浜	浜町	水管理・国土保全局	①－12	離岸堤	◎	－	－	1基50	+2.1			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	4基350	+2.1	4基350	+2.1			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	550	+5.0	550	+5.0 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								13	沢江	沢江町	水管理・国土保全局	①－13	離岸堤	○	3基360	+2.1	3基360	+2.1			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	450	+5.0	450	+5.0 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								14	歌棄	歌棄町	水管理・国土保全局	①－5	護岸	○	240	+4.5～+5.6	240	+5.5～+6.6 (+1.4)		海水浴場	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	200	+4.5～+5.6	200	+4.5～+5.6 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	5基240	+1.8～+2.5	5基240	+1.8～+2.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
								15	沖	沖町	水管理・国土保全局		護岸	－	200	+4.8～+6.1	200	+4.8～+6.1 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
							余市町	22	余市河口漁港	余市町	水産庁		護岸	－	410	+3.7	410	+3.7 (+1.4)	余市町の一部	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	2基202	+1.7	2基202	+1.7		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								23	余市河口漁港	大川地先	水産庁	①－6－1	護岸	○	310	+4.1	310	+4.1 (+1.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								23	大川	大川町	水管理・国土保全局	①－6－2	消波堤	○	785	+2.0～+3.2	785	+3.0～+5.4		住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	1,850	+2.0～+3.2	1,850	+2.0～+3.2			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	1,900	+4.4～+4.5	1,900	+4.4～+4.5 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	9基880	+1.5	9基880	+1.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
	2/3～3/3							24	栄町	栄町	農振局	①－7	離岸堤	◎	－	－	863	+3.0		農地・住宅地	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	780	－	780	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	1,643	+5.0	1,643	+6.0 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
											水管理・国土保全局		護岸	－	210	+2.5～3.7	210	+2.5～3.7 (+1.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												①－14	離岸堤	◎	－	－	100	+1.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。

石狩湾沿岸

東積丹ゾーン　　（積丹町積丹岬～小樽市高島岬）

ゾーン区分	図面番号	課題 大項目	課題 小項目 番号	課題 小項目 事項	海岸の保全に関する事項 現状の問題点・課題	海岸の保全に関する事項 海岸保全の方向・施策【該当する箇所・地域】	海岸保全施設の整備に関する事項 区域 市町村名	区域 地区番号	区域 地区名	区域 計画区域	区域 所管省庁区分	区域 区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	規模（現況） 延長等	規模（現況） 天端高（T.P.m）	規模（計画） 延長等	規模（計画） 天端高（T.P.m） 下段（）内は設計津波水位	受益の地域及びその状況 地域	受益の地域及びその状況 状況	維持又は修繕の方法
東積丹ゾーン	2/3～3/3	防護	①				小樽市	25	蘭島1丁目	蘭島1丁目	水管理・国土保全局	①－8	離岸堤	◎	－	－	150	+2.0	小樽市の一部	干場	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	5基500	+1.8	5基500	+1.8			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	1,250	+3.7～+4.2	1,250	+3.7～+4.2 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	2基130	+1.6～+1.9	2基130	+1.6～+1.9			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	3/3							26	忍路1丁目	忍路1丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	1,000	+4.9～+9.4	1,000	+4.9～+9.4 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								27	桃内1丁目	桃内1丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	200	+3.8～+5.6	200	+3.8～+5.6 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								28	塩谷2丁目	塩谷2丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	80	+4.8～+6.8	80	+4.8～+6.8 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								29	塩谷1丁目	塩谷1丁目	水管理・国土保全局		護岸	－	840	+3.1～+3.9	840	+3.1～+3.9 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	60	+3.3	60	+3.3			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	2基70	+1.8	2基70	+1.8			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
												①－15	離岸堤	◎	2基110	+2.3～+2.4	2基140	+2.3～+2.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	2基110	+2.3～+2.4	1基110	+2.3～+2.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
						●護岸の開口部閉鎖改良						①－9－1	護岸	○	100	+1.9～+3.9	100	+1.9～+3.9 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
						●護岸の開口部閉鎖改良						①－9－2	護岸	○	70	+1.9～+3.9	70	+1.9～+3.9 (+1.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			②	防護施設整備における環境、利用への配慮	●自然環境、漁業利用、観光利用に配慮した施設整備を行う必要がある。	●自然環境、漁業利用、観光利用に配慮した構造、材質、デザインの施設整備を行う。【海岸保全施設】															
			③	防災ソフト対策の充実	●災害時等におけるソフト対策の環境整備が必要である。	●想定される津波に対して、ソフト対策の充実を検討する。【津波被害が想定される地域】															
			④	砂浜の保全	●砂浜が侵食傾向にある海岸については、土砂収支と漂砂機構を把握するなどして、適正な対策による汀線の保全、回復を図る必要がある。	●局所的に生じている海岸侵食に対して、漂砂の特性や土砂収支、侵食の要因を把握するなどして、適切な対策を図る。【砂浜海岸】															
		環境	⑤	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●藻場が減少している箇所も見られることから、藻場の保全・回復に配慮する。	●藻場の保全・回復に配慮する。【岩礁海岸】 ●すぐれた海岸植生の保全に努める。【天然海岸、自然公園等】															
			⑥	海岸景観の保全	●自然公園指定地をはじめとする自然豊かな地域では、環境・景観の保全を図る必要がある。	●国定公園等における良好な景観の保全に配慮する。【自然公園、天然海岸、景勝地等】															
			⑦	海岸愛護の啓発・活動の支援	● 住民参加・協力による海岸環境の保全、保護活動を積極的に支援していくことが必要である。	●海岸利用マナーの啓蒙活動を行う。【海水浴場等】 ●海浜清掃等の海岸保全活動の支援を行う。【海水浴場等】															
		利用	⑧	多様化する利用形態の調整	●プレジャーボートや水上バイクなどの利用者が増加していく中で、海水浴利用者との事故防止や地元漁業者との施設利用の調整を図っていく必要がある。	●漁業活動と各種海洋性レクリエーションに対して利用区域等のすみわけを検討する。【海水浴場、港湾・漁港等の海岸】															
			⑨	利便施設の充実	●高齢者や障害者に配慮した施設整備を図っていくことが必要である。	●それぞれの利用形態に応じた利便性、快適性の向上を図るための整備を促進する。【海水浴場等】															

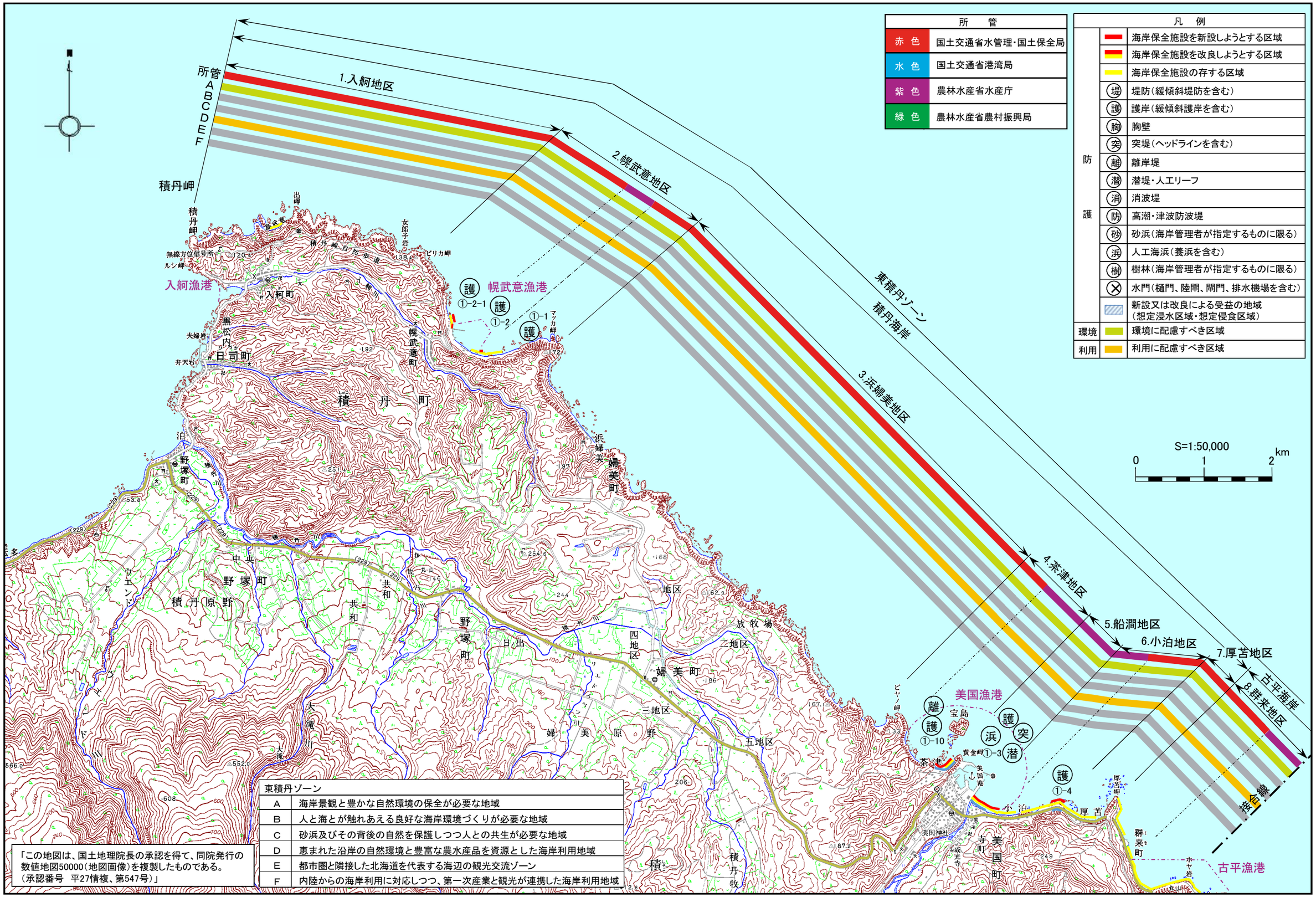

東積丹ゾーン 図面番号 1/3

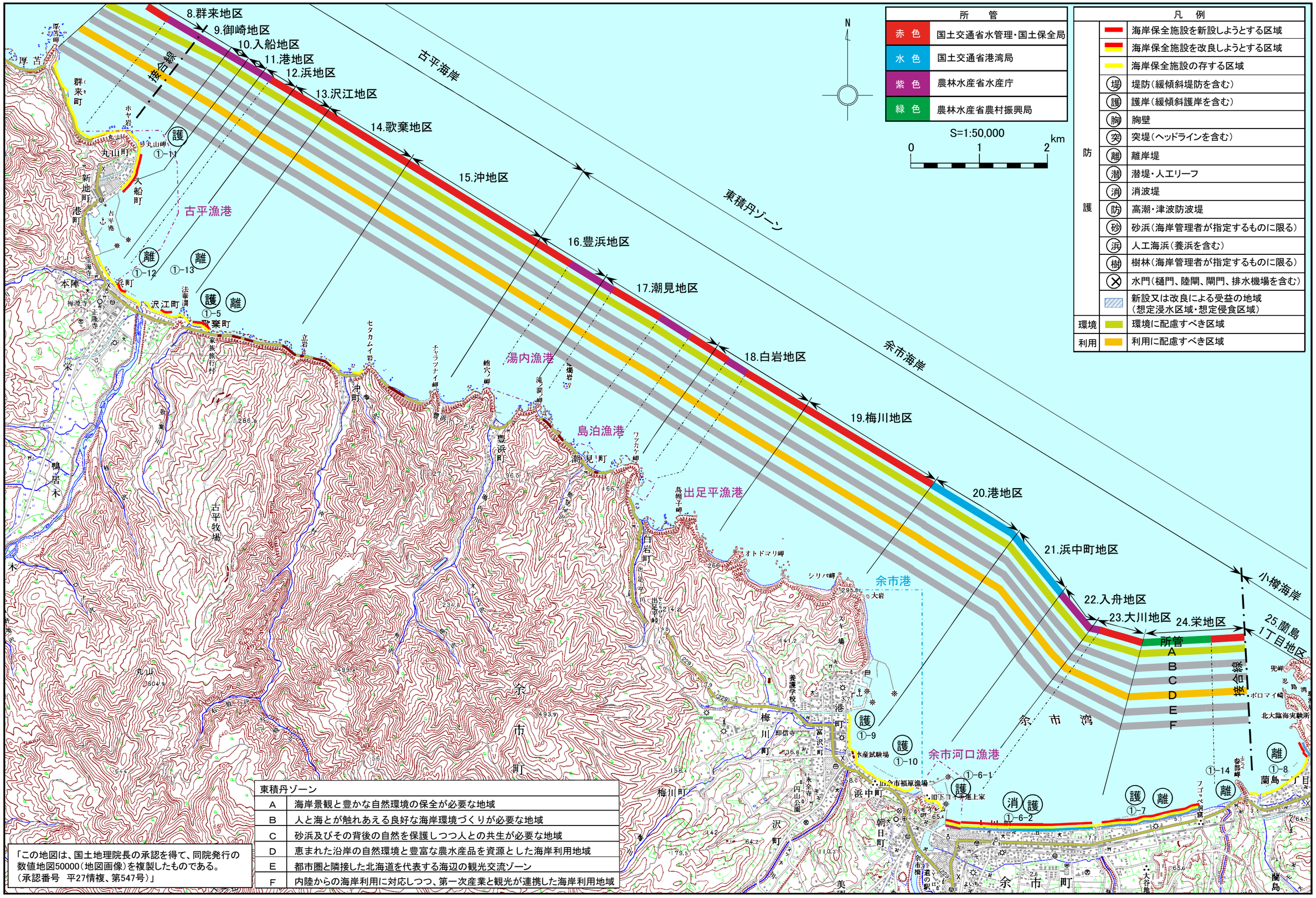

東積丹ゾーン　図面番号 2/3

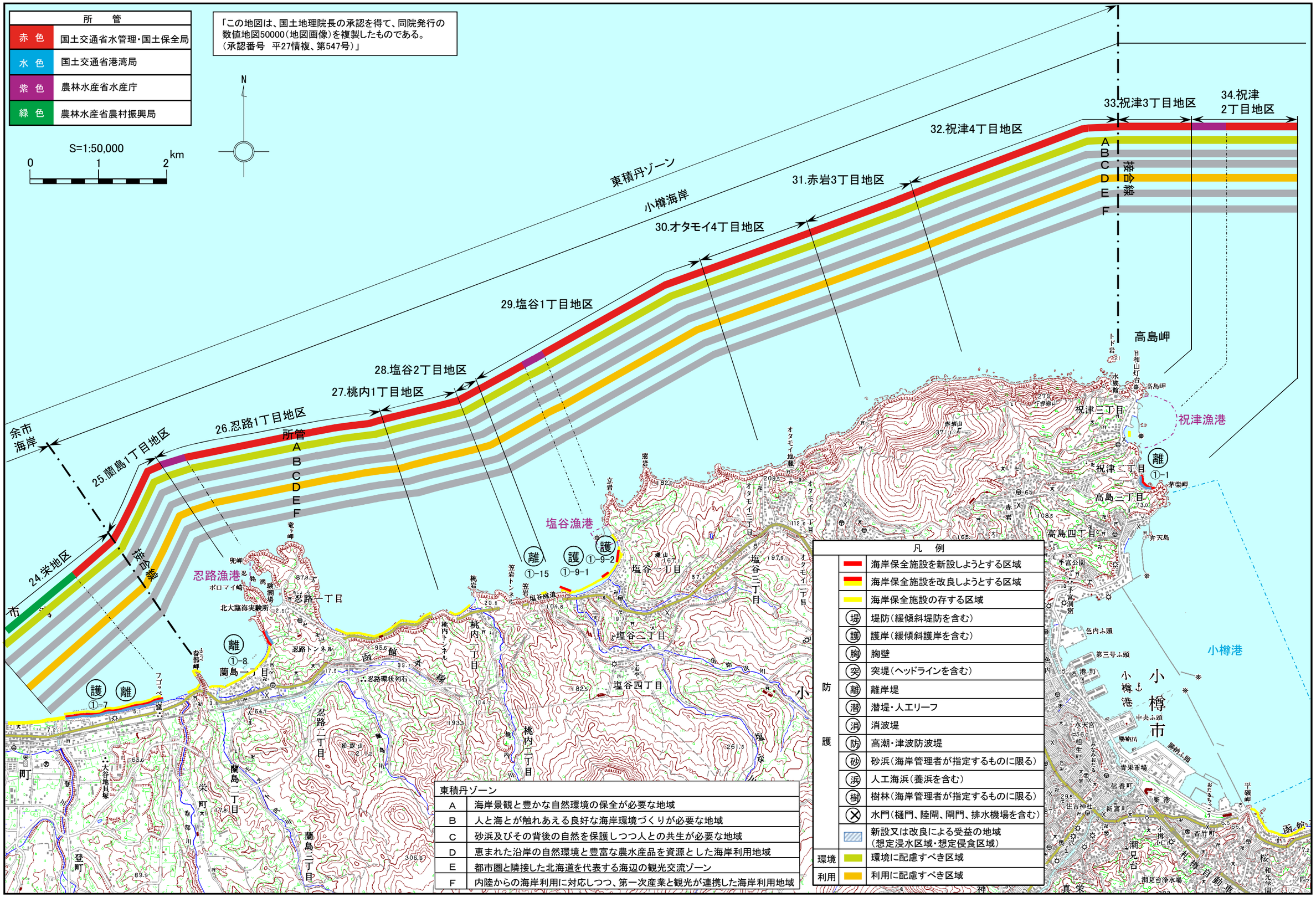

東積丹ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン
F	内陸からの海岸利用に対応しつつ、第一次産業と観光が連携した海岸利用地域

東積丹ゾーン　図面番号 3/3